
冷静かつ賢明な対応を

(社)農協共済総合研究所
専務理事

ひろ や げん ゆう
廣 谷 源 雄



東北地方太平洋沖地震により犠牲となった
かたがたのご冥福をお祈りしますとともに被
災された皆様の一日も早い復興を願っており
ます。

○はじめに

今年「辛卯」の年。思い起こせば、前回

の辛卯の年である1951年は、全国共済農業協
同組合連合会が発足し、全国を対象とする最
初の共済事業が開始された年である。翌1952
年4月には「養老生命共済」、1953年4月には
「建物更生共済」が相次いで開始され、後に
JA共済の基幹事業となった。

また、1951年10月には、第1回全国農協大
会が開催されている。

○TPP問題について

さて、それから60年経った2011年の今日、
日本農業に大きな影響を与える論議が進んで
いる。すなわち、突如わきおこったTPP（環
太平洋戦略的経済連携協定）への参加検討問
題である。

昨年10月、菅民主党政権は、TPPへの参加
検討を唐突に表明し、TPPへの参加の検討を
積極的に進め、6月目途に方針決定すること
を閣議で決定した。本年1月の内閣改造にお
いて、TPP推進派と目されている海江田氏を
経済産業相に据え、体制を整えた。

日本は、輸入農産物の平均関税率が12%と農産物輸入国の中ではとりわけ低くなっており、すでに農業分野においては十分に市場開放し「開国」している。その結果、現在でも食料自給率は40%に低迷しており、なかでも穀物自給率は28%と、多くを諸外国に依存しており憂慮すべき状態にある。

地球規模で見ると世界の総人口は増加の一途であり、食糧需給の逼迫が危惧される。また、地球温暖化等による旱魃・洪水が多発しているなか、穀物輸出国が自国民に優先して日本への安定的な輸出を保証したとしても、その義務を全うすることは2008年の例をみれば考えにくく、食料安全保障面からも一定の食料自給体制の維持は必須である。

こうした状況下においては、食料自給率がわずかに14%になるとの試算も出ているTPPへの参加は認められない。

TPPはひとり農業問題だけではない。世界のどこをみても自ら関税自主権を放棄し、自国の制度・文化を否定し、国民の財産を他国に差し出そうとする国はない。TPPに参加している国も、中国、韓国など参加の意思がない国も各国とも自国の利益を守るために他国

との交渉を行うのである。TPP参加により国民の健康と暮らしを守っている医療、SPS措置（衛生と植物防疫のための措置）、日本文化に根ざした品質の高さなど非関税障壁といわれるすべを失うことがあれば安全・安心な国としての国家主権を失うに等しい問題といえよう。長期的視点に立ってあくまで冷静な判断が望まれる。

○高齢農業者について

農林業センサスによれば、基幹的農業従事者は、2000年から2010年の10年間に、240万人から205万人に減少し、平均年齢も62.2歳から66.1歳と高齢化している。

しかしながら、世代別・年齢階層別にみると、2000年の50歳代は40万人であったが、10年経った2010年における同世代である60歳代は57万人と17万人増え、2000年の40歳代27万人が2010年の50歳代31万人、2000年の30歳代10万人が2010年の40歳代12万人へと世代別の推移で見るとそれぞれこの10年の間に増加しており、幅広い年齢層で新規参入がみられる。

また、高齢化についていえば2010年の基幹的農業従事者のうち60歳以上は74%とほぼ4

基幹的農業従事者数の年齢階層別推移 (人)

	1995年	2000年	2005年	2010年
30歳未満	40,734	36,005	37,287	31,516
30—39歳	157,386	97,764	73,176	64,636
40—49歳	350,249	270,576	181,416	120,829
50—59歳	506,828	400,382	382,189	309,837
60—69歳	988,822	849,132	671,922	574,689
60—64歳	477,329	367,273	279,934	271,561
65—69歳	511,493	481,857	391,988	303,128
70—74歳	311,251	439,899	433,158	361,082
75歳以上	194,762	305,821	461,524	589,486
総数	2,560,032	2,399,579	2,240,672	2,052,075

(出典) 世界農林業センサス2010および世界農林業センサス2000より筆者作成

人中3人を占めている。平均寿命が男79.59歳、女86.44歳と長寿化しているなか、農業においては60歳代、70歳代でもまだまだ現役なのである。

たしかに農業者の絶対数は、75歳以上の離農による減少が大きいことおよび若年層の人口減少や他産業への就職等により新規学卒の就農者が少ないことから、減少してはいる。しかし、見逃してはならないことは、過去10年間、幅広い年齢層で農業への新規参入者の「集積」が見てとれることである(上表参照)。このことは、かねてより提唱されていること

ではあるが、農業に意欲のある農業経営の成功者が身近に出てくることが日本農業再生に繋がる可能性を示唆している。

○日本農業を守るには

日本農業を再生させるためには、農業そのものを魅力ある産業にすることが必要である。そのためには、安心して農業に打ち込める環境を整え、農家の農業所得を増やす政策が何より求められる。

農業にいたずらに効率化を押し付け、マクロ的な机上の計算による最低水準の所得補償を行うだけでは農の復活はありえない。なぜなら最低補償では儲からないからである。

新しいコメの所得補償制度では過去5年中3年の平均価格を取引価格が下回った場合の補償水準としており、今後継続的に、販売価格が下がれば補償水準も低下する。効率化して生産費を抑制できたとしても販売価格がその分低下していけばいつまでたっても農業では食べていけない構造が続くこととなる。諸外国と対等の競争を農家・農業事業者に強いるのであれば、農産物輸出国なみに農業者の所得を保証する仕組・農業予算が必要である。

また、農業者の規模拡大・農地集積を模索するには、私有財産である農地の出し手にもメリットの出る施策が必要である。例えば、全国に40万ヘクタールあるといわれる耕作放棄地について、JA自ら借り受け、規模拡大をしようとする農家や農業法人等に農地として貸し付けることや耕作権や所有権の売買を斡旋する。また、JA自ら販路を確保し、輸出用農産物中心の農業や地域の農産物加工品の製造・販売を手がけることがあってもよい。このとき、農地の集約化・耕作放棄地の再農地化に対し国は一定の助成を行うなどが考えられよう。

「農家」を守るのか「農業」を守るのかという議論はあるが、100ヘクタールを経営する1万の農業経営体だけでは日本農業は守れない。

国土を守り豊かな自然を守るには国民一人ひとりが一定の負担をすることが必要である。安易に経済合理性のみで、他国に日本の美しい国土、日本人の食を委ねてはならない。

安全安心な国産農産物は「農家」なくしては手に入れることはできない。小規模の「農家」が多数存在することがリスク分散になる

う。日本農業は、経営規模では米国、豪州にかなうはずもなく、少数の農業経営体に収斂してしまえば、農業経営体そのものがいずれ外資の手に落ち、大豆や小麦同様、日本のコメも牛肉も穀物メジャーや投機マネーに牛耳られることとなる。結局、消費者の利益にはならないのである。

○TPP——共済事業への影響

さて、TPPについては、JA共済事業そのものも無縁ではいられない。内閣官房作成の「包括的経済連携に関する検討状況」（平成22年10月27日）によれば、関税以外にも各国から規制改革・国際基準への調和の要望があり、米国からは金融サービスや保険分野における制度等の見直しについても要望がなされているようである。TPP参加となれば、在日米国商工会議所の主張にみられるように、協同組合共済にも、外国保険会社が日本に進出する場合の条件とのイコールフットイングが求められるのはいずれ必至である。

協同組合共済も保険技術を利用しており、個々の契約については、契約者の利益保護目的で設定された保険法において保険契約と共

済契約は同一の扱いとなった。

しかし、保険販売により投資家への利益を追求しようとする保険株式会社と組合員の相互扶助を目的としている協同組合共済とは、たとい同じ保険技術を利用していても、そもそもその設立目的が明確に異なっている。協同組合共済は組合員間の相互扶助の理念により成り立っているものであり、保険業法の適用対象とすべきではない。

平成17年の保険業法改正の際に保険業の定義から不特定多数の条項が削除された。これは、当時社会問題となっていたオレンジ共済などの「似非保険」を取り締まるためこれらを「無認可共済」と位置づけ、本来の共済を含めて保険類似行為の事業者を網羅的に保険業法に取り込んだものである。協同組合共済等は「認可共済」と位置づけられ適用除外とされたものの、今後の保険業法の見直しの動きは常に注視していかなければならない。

○監督規制や会計制度の見直し

ソルベンシー規制や保険会計に関しても、常日頃からIAIS（保険監督者国際機構）やIASB（国際会計基準審議会）の動きをキャ

ッチし、迅速に適切な対応をする用意をしておく必要がある。

共済事業の安全・安心を組合員・契約者に説明するには、保険と同等のソルベンシー規制の枠組みや会計による説明が求められるからである。

ところで、生命保険協会は昨年11月に、IASB公表のIFRS（国際財務報告基準）公開草案「保険契約」に対して、意見書を提出している。

IFRSの特徴は、いわば「清算価値会計」にあり、M&A中心の機関投資家向けに、企業自ら、年度末時点における資産の評価額（公正価値）から負債の評価額（公正価値）を差し引いた企業財産の価値（純資産）を表示させることにある。

日本の会計基準は収益費用アプローチであり本業の利益が損益計算書に示されるのに対して、IFRSは資産負債アプローチであり、純資産の増加額をもって包括利益が算出される。純資産の増減にいたる本業の利益は有価証券の評価損益等と通算され包括利益となるなどの特徴がある。

公開草案では、要約マージン・アプローチ

を採用し、保険料収益と保険金等の支払などの重要情報が包括利益計算書に表示されないこととなっており、保険契約者や個人投資家には分かりにくい表示となる。

生命保険協会の提出した意見書は、保険契約者への説明を重視したものといえ、協同組合共済においても共有できる考え方が示されているのでいくつか紹介する。(以下 () 内は同意見書による区分番号。)

○生命保険事業は、保険群団形成によりリスクを分散し長期にわたるリスクを引き受け、それを確実に履行することを本質とするビジネスであり、保有する金融資産・負債の公正価値の変動で利益を上げることが目的とするビジネスではない。(1.1 4.(1))

○一時点の評価による保険負債の変動を純損益に表示することは生命保険業の特性を反映しない。金利の変動に伴う未実現の保険負債の変動は、純損益ではなくその他の包括利益に計上すること。(1.1 5.、同(1))

○保険事業のビジネスの実態は、
・ 契約を獲得して保険料を収入する

・ 死亡や満期の際に保険金を支払うことであり、これらの取引額が表示されるアプローチは客観性がある。(1. 2 7.)

○保険事業の純損益は、引き受けたリスクからの解放を、含み損益の変動等から区別した形で適切に表示されるべきである。資産側についても、純損益については実現損益のみを反映すべきであり、短期的な未実現の公正価値変動を純損益に反映すべきではない。(1. 3. 11.)

金融庁の企業会計審議会の中間報告では、2010年3月期から国際的に事業展開している企業についてIFRSの任意適用が認められている。そして、2012年にも強制適用について判断を行い、株式を上場し連結財務諸表を発表している企業に2015年または2016年から適用するとされている。

一般企業や単独決算、協同組合等への強制適用については未だ触れられていない。しかしながら、協同組合共済としても事業の特性に鑑み保険の動向を注視しつつ、冷静かつ賢明な対応をしていく必要があるだろう。